指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	備考
ナブコシステム(株)茨城支店	茨城県水戸市河和田2-24-1	

2. 指名停止措置期間 令和 4年5月30日 ~ 令和 4年11月29日 (6箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

令和4年5月11日に笠間市で執行された『4笠笠地(支工)第1号 自動ドア修繕工事』の随意契約の見積合わせにて、契約の相手方と決定したにもかかわらず、当該契約を辞退したことによる。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正 又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適当である と認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室 笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)